

『防衛省』昇格で自衛隊は

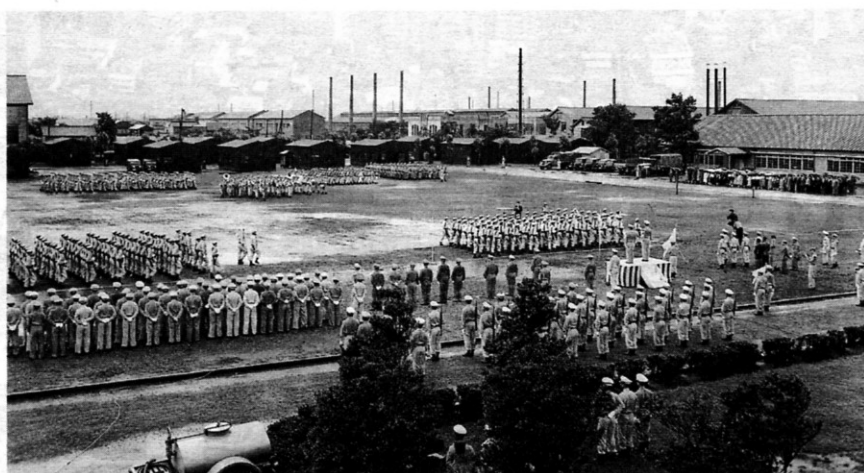
どう変わるか

福好昌治

07 軍事展望

【上写真】東京・市ヶ谷台に建つ「防衛省」の建物群

●かつての「戦力なき軍隊」時代ならいざ知らず、いまやアジア有数の実力を持つ自衛隊の管理組織の名称が庁（エージェンシー）では肩身が狭い思いをしてきた防衛族の長年の悲願だった「防衛省」昇格が実現——その問題点にメスをいれる！



昭和26年8月10日、東京越中島で創設1周年をむかえた自衛隊の前身の警察予備隊

省移行までのドタバタ劇

防衛庁の悲願がようやく実現した。二〇〇六年冬の臨時国会で、「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」が可決され、防衛庁が防衛省に移行することになった。

防衛庁・自衛隊は「陸、海、空軍その他の戦力はこれを保持しない」という日本国憲法第九条二項を改正しないまま、一九五四年に発足している。そのため、自衛隊は建前上、軍隊ではないことにされ、さまざまな制約を課せられた。

国防省ではなく防衛庁とされ、内閣府（総理府）の一部と位置づけられたのも、制約の一つである。

もちろん、防衛庁はかねてから省への移行を要求していた。防衛庁の省移行論議が最初に本格化したのは、一九六四年、池田内閣の時である。その前年の六三年に、自民党総務会が「次期通常国会の初めに省移行に関する法案を提出し、成立をはかる」ことを決議したのをうけて、政府

は六四年四月、省移行にむけた防衛庁設置法と自衛隊法の改正案を閣議決定した。

改正案の主な内容は、

①防衛の任務を遂行する責任をおう機構を確立し、防衛行政の権限と責任を明確にし、その効率化を期すため、防衛省に移行する

②防衛省の長は防衛大臣とする
③防衛大臣は自衛隊法の規定にもとづく首相の権限行使について首相を補佐する
④外局に防衛施設庁をおく——といふものだった。

しかし、池田首相が病気で倒れたことなどにより、結局、この法案は国会に提出されず、防衛庁の省移行論議はいったん立ち消えになった。八一年の第二次臨時行政調査会でも、防衛庁の省移行が論議されたが、法案作成までにはいたらなかった。

その後、この問題が本格的に議論されたのは、九七年の橋本内閣の時である。有識者で構成される行政改革会議で、郵政三事業などとあわせて、防衛庁の省移行も論議の対象になった。

九七年八月にまとまった行政改革会議の中間報告では、現在の省庁を統合するなどして、一二の省庁に縮小再編することになったが、防衛庁については、省に移行させるか、現行どおり防衛庁のままにするかで意見が拮抗したため、「防衛省または防衛庁」という両論併記のかたちとなった。

「隊員の士気向上につながる」などの賛成意見と、「アジア諸国に軍備

増強といった印象をあたえる」などの反対意見が対立したのである。結局、防衛庁の省移行問題は、与党間の政治論議にゆだねられることになった。

この間、自衛官OB等は積極的に防衛庁の省移行を訴えていた。たとえば、隊友会は「何をためらい、何にたじろぐ、今こそ『防衛省』を」と題するアピールを出している（『隊友』九七年一〇月号）。

「わが国の防衛に一番欠ける点は、国民の防衛意識と言われて久しい。防衛庁が『省』になることは、低調な国民意識を高揚する契機ともなりましよう」

「隊友会は発足以来、防衛庁の『省』昇格を強く訴えてまいりました。防衛庁の位置付けそのものであり、わが国の防衛に取り組む姿勢の象徴でもあります。毎年の要望書でも、防衛力整備、自衛官の処遇改善などとともに重視項目の一つです。今まさに好機到来、県隊友会から支部から、また隊友個人として、『省』昇格への熱い声がぞくぞくと届いています」

自民党では、九七年一〇月九日に、国防関係三部会（国防部会、安全保障調査会、基地対策委員会）で、防衛庁の省移行問題が論議された。

このさい、防衛庁から大越官房長(当時)らが出席して、防衛庁の立場を説明した。防衛庁は省移行を望む理由として、以下の七点を挙げた。

①国の防衛は国家存立の基本であって、国家行政組織においてそれにふさわしい位置づけをすべきであり、防衛庁を省と位置づけ、防衛行政に責任をもつ主任の大臣を置くべきである。

②国民の間にも、大規模災害などへの対応やPKO活動などにより、近年自衛隊の役割、活動にたいする理解、期待が高まってきており、省移行への機は熟していること。

③使命の重要性について、隊員のいっそうの自覚をもたらし、その士気が大いに高まる。

④主要国の中央組織においては、国防は外務、大蔵、法務等とならぶものと位置づけられていること。

⑤国家組織を全面的に再編するなかで、防衛庁だけ国務大臣を長として位置づけるのは、合理的理由にとほしいこと。

⑥近年、重要性を増している安保対話、防衛交流、新ガイドライン決定後の日米交渉などを実施していくうえでも、庁すなわちエージェンシーではなく、諸外国と同様の位置づけ

である省へ移行することが適當であること。

⑦現在、総理府を通じた防衛関係の事務にかんする内容の判断は、実質的に防衛庁においておこなっており、したがって省に移行することにより総理府を通じた事務がなくなり、防衛行政の効率化がはかれること(閣議請議、省庁の制定財政法、会計法等の手續き)。

自民党の国防三部会では、省移行に賛成する意見がおおく、省移行を求める決議がおこなわれた。

しかし、当時の自民党は、省移行に反対の社民党やさきがけと連立政権を構成しており、自民党執行部は社民党やさきがけに配慮して、省移行を見送る方針をとった。

これにたいし、自民党の反執行部派は、省移行を要求して、猛然とまきかえしに出たが、最終的に橋本首相の判断で、省移行は見送りになった。

ついに防衛族の悲願達成

その後も政治の場では、おりに触れ防衛庁の省移行問題が論議の対象になった。

二〇〇一年には、議員立法のかたちで「防衛省設置法案」が提出された。〇二年二月には、自民、公

明、保守の与党三党が、有事法制成立後、防衛庁の省移行を最優先課題として取り組むことに合意した。しかし、防衛省設置法案は〇三年一月、衆議院の解散にともない廃案となった。

それでも、〇五年からふたび省移行問題が、本格的に論議されるようになった。同年十一月、自民党行政改革推進本部は、防衛庁の省移行法案を国会に提出し、成立をめざすことを決めた。

つづいて二月五日、与党の自民党と公明党が、この問題で協議を開始することに合意し、「与党安全保障プロジェクトチーム」で九回の会合が開催された。

その結果、与党間では、①閣連法案は内閣より提出する
②閣連法案に国際平和協力活動などの本来任務化をもちこむ
③閣連法案に安全保障会議にたいする内閣総理大臣の諮問事項として、国際平和協力活動などにかんする重要事項を明示する

④省の名称は「防衛省」とする
⑤閣連法案に平成一九年度に防衛施設庁の廃止・統合などの措置を実施することをもちこむなどの方針が決まった。

これをうけて〇六年六月六日、自



平成4年9月にはじまった自衛隊のカンボジア派遣はPKOの最初の参加となった

民主党務調査会、総務会において、関連法案が了承された。つづく八日には、公明党でも関連法案が了承され、同日、安全保障会議で決定された。法案が閣議決定され、国会に提出されたのは九日である。

ただし、通常国会は六月一六日に終了したため、秋の臨時国会で継続審議となった。法案は臨時国会で本格的に審議され、可決成立した。公布日から三カ月以内に施行される。

この間、防衛庁は九月から一月にかけて、東京、名古屋、長崎、旭川、大阪で「防衛庁の省移行地方説明会」を開催している。

防衛庁ではダメな理由？

「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」の主な内容は、

①防衛庁を省に移行し、防衛庁長官を防衛大臣にする

②国際平和協力活動や周辺事態対処等を自衛隊の本来任務に格上げする——というものだ。あわせて、自衛隊法、国家行政組織法など七三の法律も一括して改正された。

②については後述することにし、まず①について紹介しよう。

従来、防衛庁は内閣府の一部として位置づけられていたが、今回の改

正により、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省とならぶ省に格上げされる。諸外国の国防省と同格になったのである。

内閣総理大臣は内閣の首長であると同時に、内閣府の長でもあるが、今回の改正で、内閣府の長としての権限は防衛大臣に移されることになった。その具体的な条項は次のとおり。

- ・アメリカ軍にたいする物品または役務の提供（改正自衛隊法第百条六、七）
- ・防衛出動時における物資の収容などにかんする地域の告示（改正自衛隊法第百三条二）
- ・訓練のための漁船の操業の制限または禁止（改正自衛隊法第百五条）
- ・需品の貸付け（改正自衛隊法第百一六条）

省移行に関連する部分の内容は以下



自衛隊は創設の時からアメリカ軍とは深い関係をもって成長していった——写真はリムパック

「国の防衛」は内閣府の業務の一つになっており、防衛庁長官は防衛庁という組織のトップですが、「国の防衛」の主任の大臣ではありません。

このため、内閣府の主任の大臣である内閣総理大臣を通じなければ重要な仕事（①国の防衛に関する重要案件について閣議を求めること、②法律の制定や高級幹部の人事について閣議を求めること、③予算の要求や執行を財務大臣に求めること）をできない仕組みになっています。

省にすることにより、安全保障や危機管理の問題に「国の防衛」の主任の大臣として、取り組むことができます。

これは、手続きが今より簡素化される程度の話で、重要な問題ではない。

最大の理由は、庁のままでは国際活動に支障をきたすからであろう。

この点にかんして、防衛庁長官官房文書課企画室先任部員の吉田孝弘氏は次のように説明している。

「エージェンシー（引用者注、庁）という、相手国はどうしても最初、怪訝な感じになってしまうという話もよく聞きます。自衛隊が海外に派遣されるさいは、文官も自衛隊

に同行して自衛隊の活動を支援して

上のとおりだが、なぜ防衛庁のままではダメなのだろうか。この点について、「防衛庁を省に」と題する防衛庁のパンフレットは以下のように説明している。「わが国の行政は内閣が担当し、一の『府』や『省』に、財政は財務大臣、外交は外務大臣と『主任の大臣』が置かれています。

モデルアート社の模型専門誌

MODEL Art
MODELING MAGAZINE
模型専門誌 毎月26日発売
定価1,050円(税込)

**航空自衛隊機の
塗装とマーキング**

飛行教導隊の
T-2/F-15

航空自衛隊機の
塗装とマーキング
Tactical Fighter
Training Group Art

T-2、F-15の変遷を貴重な写真と、最新データを基に描き下ろした精密なイラストで、その魅力のすべてを誌面に再現します。
好評発売中 2,500円(税込)

日本の客船シリーズ
多数の写真とイラストを掲載し日本の客船をご紹介します。

に志き丸
こがね丸・るり丸
西村慶明 著

に志き丸
こがね丸・るり丸
NISHIKI-MARU
KOGANE-MARU・RURI-MARU

B5判 32ページ 定価1,470円(税込)

ご購入方法

- 通信販売も行っております。直販部までお申し込み下さい。
- 代金引換サービスははじめました。ご注文は下記電話番号まで直接お申し込みください。送料400円+代引手数料300円
- ご注文方法は、〈現金書留〉〈郵便定額小為替〉〈郵便振替〉の3通りがございます。郵便振替の場合は郵便局にあります郵便振替用紙をご利用いただき、通信欄に必ず本のタイトルを明記して下さい。
- 郵便振替口座00140-6-196313
- 送料は、定価合計が4,000円以上になりますと当社でサービスとさせていただきます。

お近くの書店・模型店で求め下さい

有限会社モデルアート社
〒102-0073
東京都千代田区
九段北1-12-30矢野ビル6F
TEL.03-3262-6450
http://www.modelart.jp

いるんですけれど、省になれば現地においても『エージエンシーの人』ではなくてミニストリーの人「きた」ということで、諸外国とより迅速、かつスムーズに意思疎通がはかれるようになるのではないかと思えます。また、ミニストリーならば、それだけ日本の中でも責任ある機関だということがわかりやすくなるので、情報交換という点でもかなり進歩があるのではないのでしょうか。

アメリカ国防総省の日本担当の部局、あるいは日本をよく知っている人ならば、『ジャパン・ディフェンス・エージエンシー』といっても何の違和感もいじかなくて、日本の防衛担当は防衛庁なんだと納得してくれます。かつては防衛庁の外国の相手というアメリカがおおかったので、今ほどの不自由もなかったと思います。しかし、最近ではさまざまな外国に行き、諸外国との交流があるわけです。防衛交流にしても一八カ

国ぐらゐと定期的に協議していますし、ここ三年間で約四〇カ国の国あるいは国際機関の人と高いレベルで協議をおこなったり、安全保障対話や共同訓練など、じつに多彩な場面があります(『セキュリティアン』〇六年八月号)。

たしかに、日本の国内事情を知らない人から見れば、世界有数の軍隊を保有しているのに、なぜエージエンシーなのか、不可解であろう。防衛庁から見れば、諸外国が省(ミニストリー)なのに、日本だけ庁(エージエンシー)では肩身がせまい。省移行はメンツの問題ともいえよう。

雑則任務から本来任務に

今回の「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」は、一般に防衛庁の省移行をねらったものと見られているが、もう一つ重要なねらいがある。自衛隊の任務にかんする位置づけの変更である。

自衛隊の主要任務は、自衛隊法第三条に規定されており、その第一項目で「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする」と明記されている。このように従来、自衛隊の主任務は国防だった。

これにくわえて、今回の自衛隊法改正で、第三条に次のような第二項目が追加された。

「2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次の掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 国際連合を中心とした国際平和協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

● 周辺事態対処と国際平和協力活動が、国防や治安維持とならぶ主任務に格上げされたのである。

自衛隊法の付則に規定されているテロ対策特別措置法や、イラク人道復興支援特別措置法にもとづく活動も、「(自衛隊法) 第三条第二項に規定する活動として」(改正自衛隊法付則第六項) 位置づけられた。

これらの特別措置法が、付則として規定されているのは、時限立法だからである。

さらに、従来、自衛隊法第八章

三島瑞穂の

自衛隊へのアドバイス

危険地帯に向かう自衛隊員の心得

四六判/並製/定価1890円税別

好評発売中



歴戦の勇士の体験的戦闘テクニク!
元グリーンベール曹長が伝授する生き抜くための極意。

第1章 命を守るサバイバル

戦場で命を守るテクニク
待ち伏せにおける戦闘術
ハイテク装備だけに頼るな!
実践的交戦術 ほか

第2章 自衛隊員に教える戦闘術

戦闘突入時での心構え
特殊部隊の創設が急務
特殊部隊隊員になるには?
全隊員への戒め ほか

第3章 国家の覚悟

テロリストに対する教育と対策
テロへの対策を考える
自衛官に告ぐ! ほか

光人社 東京都千代田区九段北1-9-11
TEL03(3265)1864(代表)

「難則」の中に規定されていた任務が、第六章「自衛隊の行動」の中につづされた。付随的任務から本来任務に格上げされたのである。

具体的にいうと、自衛隊法第百条で規定されていた「機雷等の除去」、「在外邦人等の輸送」、「周辺事態における」後方地域支援等、「国際緊急援助活動」、「国際平和協力業務」(PKO)が、第八十四条につづされた。第八十四条の第一項は「領空侵犯に対する処置」である。

くわえて、「在外邦人等の輸送の権限」と「後方地域支援等の権限」が、第九十四条につづされた。ここでは武器使用にかんする権限が規定されている。

自衛隊の任務が変更されたことともない、安全保障会議設置法も改正された。

安全保障会議の諮問事項に、「内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項」と「内

閣総理大臣が必要と認める自衛隊法第三条第二項第二号の自衛隊の活動(引用者注、国際平和協力活動)に関する重要事項」が追加された。

省移行を可能にした背景

日本の防衛政策には、自衛権行使の三条件、専守防衛、非核三原則など、さまざまな制約がある。かつては防衛費のGNPパーセント枠というのもあった。防衛庁という格下の地位に位置づけられていたのも、制約の一つだった。

では、なぜ「庁」にとどめるといふ制約がはずれたのであろうか。なぜ、周辺事態対処や国際平和協力活動が、自衛隊の主要任務に格上げされたのであろうか。

今回の「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」は、国会で大きな争点にはならなかった。反対運動もほとんど起きなかった。

国民は省移行や任務の変更を、あっさりとしたことになったが、その背景には何があったのだろうか。

冷戦時代、自衛隊はソ連を主敵とした防衛力整備にはげんでおり、災害派遣がいいで実際に自衛隊を使用する機会はなかった。

自衛隊の海外派遣は想定されておらず、自衛隊は訓練にはげんでおればよかった。冷戦時代は、防衛力をつくる時代で、防衛力を使う時代ではなかった。

ところが、冷戦終結直後の九〇年に、イラクがクウェートに侵攻し、九一年に湾岸戦争が勃発した。

この時、日本はアメリカ軍を中心とする多国籍軍に多額の財政援助をしたが、「日本は金を出すだけで、血や汗は流そうとしない」と、さんざん批判された。

こうした批判にこたえるために、日本も汗を流さなければならなくなった。そこで、九一年にベルシャ湾

へ海上自衛隊の掃海艇を派遣した。九二年には、カンボジアのPKO(国連平和維持活動)に自衛隊を派遣した。

PKOへの自衛隊の派遣は、以降もモザンビーク、ゴラン高原、東チモールとつづく。九四年には、ルワンダ難民支援の名目で、ザイルにも自衛隊が派遣された。

九四年には、北朝鮮の核兵器開発をめぐって、アメリカと北朝鮮が一触即発の事態におちいった。九六年の台湾総統選のさいには、中国軍が台湾周辺海域にミサイルを発射した。そのさい、日本はアメリカ軍にたいする有効な支援ができないことも明らかになった。

その結果、日米両国は九七年に、「日米防衛協力のための指針」(いわゆるガイドライン)を改定し、周辺事態対処のための措置を決めた。九八年には、北朝鮮がテポドンを発射し、九九年と〇一年には、北朝



9.11事件を引き金にイラク戦争後の04年から人道復興支援のため自衛隊員が派遣された

鮮による工作船事件が勃発した。金正日は〇二年の日朝首脳会談で、日本人の拉致も認めた。

北朝鮮は〇六年にも、ミサイルの試射をおこない、ついに核実験も実施した。こうした一連の行為により、北朝鮮の脅威が誰の目にも明らかになった。

〇一年には、九・一一テロが起

き、日本もアメリカ軍などによる対テロ戦争を支援するため、海上自衛隊の補給艦などをインド洋に派遣した。イラク戦争後の〇四年から、人道復興支援のため、イラクやクウェートにも自衛隊を派遣している。

以上のような国際軍事情勢の変化によって、日本国民の意識も変わった。北朝鮮を現実的脅威として認識

するようになったのである。

当然、北朝鮮の脅威に対抗するためには、防衛力を強化しなければいけない、という論理になる。

その結果、防衛庁の省移行もすんなりと認められた。皮肉なことに、省移行は金正日のおかげともいえる。

周辺事態対処や国際平和協力活動が、自衛隊の主任務に格上げされたのも、現実の反映である。冷

戦終結以降、自衛隊は海外で活動するようになり、「働く自衛隊」に変わった。今回の自衛隊法改正以前から、国際平和協力活動は実質的に自衛隊の主任務になっていたのである。

換言すれば、今回の「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」の成立によって、自衛隊の性格が変わるのではなく、すでに変わっているのだ。防衛庁の省移行にしろ、自衛隊の任務変更にして、法律が実態の後追いをしたにすぎない。

防衛省の組織改革の中味

防衛協力課、国際政策課、防衛計画課、組織計画課、調査課になる。運用企画局は現状どおり。

人事教育局では、服務管理官が新設され、既存の人事計画・補任課、人事制度課、人事育成課、厚生課、衛生官と合わせて四課二官になる。

経理装備局は経理調達局に改編され、総務課、会計課、監査課、装備調達課、補給企画課、システム装備課、艦船武器課、航空機課、技術計画官、施設整備課、施設技術官の九課二官になる。

防衛庁の省移行にともない、内部の組織も変わる。すでに、〇六年三月に統合幕僚会議が統合幕僚監部に改編され、統合運用がはじまった。

七月には、内局、技術研究本部（技本）、地方連絡部（地連）なども改編された。

内局の改編は〇七年度にも計画されている。大臣官房（防衛庁の防衛省移行にともない、長官官房は大臣官房という名称になる）は企画評価課と訟務・査察官を新設し、既存の秘書課、文書課、広報課と合わせて、四課一官体制になる。

防衛政策局は防衛政策課、日米防

入札談合問題で批判された防衛施設庁は解体される。この点については、今国会で成立した「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」の附則第九条に明記されている。

「防衛施設庁は、平成十九年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする」

具体的というと、防衛施設庁本庁施設部の機能は、新設される地方企画局に移行される。

地方企画局は大臣直轄の組織で、地方自治体と連携して防衛行政を推進することを目的としている。組織

前日本銀行総裁 速水 優氏 推薦!

ザ 監査法人

粉飾決算と戦った男たち

岸見勇美 「あなたは会計士を信じますか」

大増刷出来

四六判/上製/定価1785円税別



巨大企業エンロン、ワールドコム の倒産に絡んで倒産した世界的会計事務所アーサー・アンダーセン、カネボウ粉飾決算事件等々、会計監査業界では、今、何が起っているのか。監査法人は企業の存続を決めるのか。粉飾決算等の不正会計はなぜ後を絶たないのか等々の疑問に答える。

光人社 東京都千代田区九段北1-9-11 TEL03(3265)1864(代表)

的には、渉外部、地方企画課、企画調整課、企画調整官、周辺環境整備課、防音対策課、補償課、管理調整課から構成される。

在日米軍関係の業務を担当していた防衛施設庁本庁業務部の機能は、地方企画局渉外部にうつされる。渉外部は提供施設課、労務管理課、調達官の二課一官になる。

防衛施設庁本庁建設部の企画立案機能は、内局の経理調達局にうつされ、実施機能は装備調達本部(装備本部を改編)にうつされる。

地方レベルでは、防衛施設局(札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇)と装備本部地方支部(東京、横浜、名古屋、大阪、長崎)が統合され、地方防衛局(札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇)となる。

さらに、大臣直轄で防衛査察本部(仮称)が新設される。査察官には、防衛省の外部から広く人材を

のる予定とされている。二〇〇七年度末段階での定数は四〇人になる予定。

防衛査察本部は、既存の各組織にある監査・監察体制とあいまって、会計業務や職員の法令遵守をチェックする。

査察対象となるのは、情報本部、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所などをふくむ防衛庁全体になる。近年あいついだ不祥事の未然防止が目的だ。

内局と制服との問題点は

防衛庁が省に移行し、国際平和協力活動などが自衛隊の本来任務に格上げされたことにより、装備面だけでなく、法制度面でも、自衛隊は「普通の国の軍隊」に近づいた。

では、次の課題は何だろうか。法律にかんしては、いわゆる海外派遣恒久法が浮上するであろう。現

在、PKO(国連平和維持活動)と国際緊急援助活動については、特別措置法ではなく、一般的な事項を規定した法律があり、自衛隊を派遣するたびに、新たな法律を制定する必要はない。

ところが、アメリカ軍などによる対テロ戦争を支援するために、海上自衛隊の補給艦などをインド洋に派遣したり、人道復興支援のために、自衛隊をイラクやクウェートに派遣した時には、新たな法律を特別措置法として制定しなければならなかった。既存の法律の中に、適用できるものがなかったからだ。

その結果、テロ対策特別措置法やイラク人道復興支援特別措置法を立案し、国会で審議するのに長時間を要し、自衛隊の派遣が遅れた。

こうした事態を回避するために、自衛隊の海外派遣にかんする一般的な事項を規定した法律を制定しておこう、というわけだが、この考え方

にも難点がある。

テロ対策特別措置法で規定された自衛隊の任務は、アメリカ軍等の艦船にたいする洋上給油であり、イラク人道復興支援特別措置法で規定された自衛隊の任務は、輸送、給水、建設、医療といった民生支援である。任務内容はかなりことなる。一般的な内容にまとめることができるであろうか。

日本では、法律に明記されたことしかできない、という考え方を採用しているのが、自衛隊の海外派遣にあたって、具体的な任務を法律に明記しなければならぬ。海外派遣恒久法の制定は、現実的なやり方といえるだろうか。

組織面では、内局と制服との関係も問題点として残されている。

〇六年三月から、自衛隊は統合運用体制になったが、これはあくまでも制服組内の統合であって、そのほかに内局による「運用統制」(シビ

リアン・コントロールとは似て非なるものがある。

内局は主として政策的見地から、防衛大臣を補佐することになっているが、実際には部隊の運用にも関与（介入というべきか）している。

その法的根拠になっているのが、防衛省設置法第十六条（官房長および局長と幕僚長および統合幕僚監部との関係）だ。

条文は以下のとおり。

「官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について大臣を補佐するものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成についての大臣の行う陸上幕僚長、海上幕僚長、又は航空幕僚長に対する指示

二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に関する事項に関して陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について大臣の行う承認

三 統合幕僚監部の所掌する事項について大臣の行う指示又は承認

四 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に関し大臣の行う一般的監督」

建前上、官房長と局長は、制服組にたいする大臣の指示、承認、監督

を補佐するだけのように見えるが、実態はそうでもないようだ。

この点にかんじて、制服組OBを中心とするデイフェンス・リサーチ・センターの報告書は次のように指摘している。

「わが国防衛庁の場合は、防衛庁長官の下に文民部局たる内局と制服部局たる統幕及び各幕が置かれているところから、一見すると均衡型のようには思われるが、防衛庁設置法第一六条の規定により、自衛隊に関する基本的な方針や計画に関しては内局長が長官に対する補佐権を持つことから、実質的には長官の下に全般的ス

タッフである内局が存在し、その下に統幕及び各幕があるという形になっている。

即ち、官房長及び局長は、官房又は各局の所掌事務の基本事項については各幕僚長及び統幕の職務に関し長官の最高の補佐者であり、各幕の所掌事務に関する調整機関であり、かつ統幕の指揮命令の統合調整及び統幕が実施する各幕作成の防衛計画や訓練計画等の方針に関する調整を更に局長が最終調整するという二重調整の制度となっている。また統幕議長の補佐者としての位置付けが明確に示されてはおらず、幕僚長は、軍

事専門事項に関し長官に対する最高の助言者とされてはいるが、内局を通した間接的補佐に止まる制度となっている」（『シビリアン・コントロールに関する研究』）

このような実態は、かねてから制服組にとって不満の種となっていた。

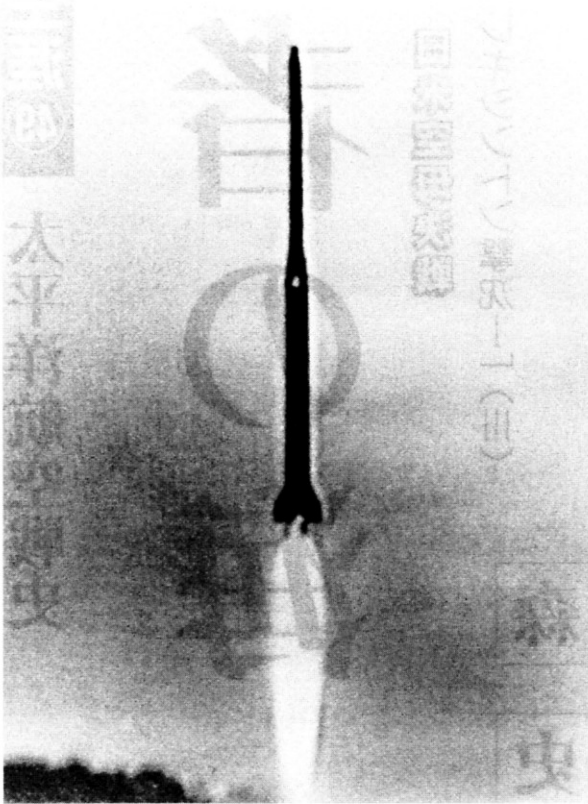
そこで、〇四年八月、石破茂・防衛庁長官（当時）は防衛参事官制度等の見直しを指示した。

防衛参事官は事務次官につぐ地位にあり、官房長、局長など一〇人の文官が、防衛参事官に指定されている。

見直しの結果は〇五年に公表されたが、防衛参事官については、人数を一〇人から八人に減らす程度の変更しか打ち出されず、内局による運用統制には手をつけられなかったのである。

防衛庁の省移行の問題をつきつめると、最終的には改憲にいきつく。長年、省とされていたのは、日本軍でなく自衛隊だったからだ。

諸外国なみに防衛省となれば、自衛隊も軍に格上げしないとバランスがとれない。防衛庁の省移行は改憲のための第一段階ともいえる。いよいよ改憲も現実的な課題になってきたようだ。



北朝鮮のミサイル実験や核開発が防衛省昇格の追い風となった